

○道路交通法令違反事件捜査書類の簡素化について

昭和37年3月14日群本例規第8号（交）警察本部長

改正

昭和62年4月群本例規第7号（務）
昭和62年6月群本例規第15号（交指）
平成4年3月群本例規第9号（務）
平成6年3月群本例規第9号（務）
平成6年11月群本例規第44号（交指）
平成8年8月群本例規第16号（交指）
平成10年2月群本例規第4号（務）
平成12年12月群本例規第43号（交指）
平成15年3月群本例規第7号（務）
平成23年2月群本例規第5号（総企）
平成24年3月群本例規第5号（総企）
平成24年7月群本例規第19号（総企）
平成28年3月群本例規第5号（務）

道路交通法令違反事件の送致については、司法警察職員捜査書類基本書式例、犯罪捜査規範、司法警察職員捜査書類様式例の特例について（昭和34.6.4前橋地方検事正）に定める様式および交通取締法令違反事件捜査書類の簡易化について（昭和34.6.25群本例規第16号）により取り扱ってきたところであるが、最近における交通法令違反事件の激増に対処し、その捜査書類の様式を簡素化して事件を迅速適正に処理し、取締りの効果を確保するため、今回別添のとおり捜査書類様式を改正し、実施することとしたから、次の事項に留意し、取扱い上誤りのないようせられたい。

なお、この書式の改正については、前橋地方検察庁の承認を得て定めたものであるから申し添える。

記

1 適用の範囲

道路交通法令違反事件および道路運送車両法違反事件について準用する。（少年事件を含む。）

ただし、次の各号の一に該当する場合は、司法警察職員捜査書類基本書式例および犯罪捜査規範の定める様式によつて書類を作成すること。

- (1) 否認事件
- (2) 物件事故をともなう道路交通法違反事件
- (3) 外国人（日本語に通ずる者を除く。以下同じ。）の犯した道路交通法違反事件
- (4) 現認報告書作成後、違反態様の全く異なる違反であることが判明した場合（たとえば、不携帯違反として現認報告書・供述調書を作成した後、違反者が無免許であることが判明した場合など。）

2 作成書類の様式

書類は、送致書・交通違反現認報告書・供述調書を同一紙面に作成するものとし、その様式は別記様式のとおりとする。

3 書類作成要領

書類の作成要領は、次によるものとする。

(1) 交通違反現認報告書

ア 違反日時・場所欄は、違反現認の日時・場所および国・県・市・町・村道の別を記入すること。

イ 本籍・住居・職業・氏名・年齢欄は、虚偽の供述に注意するとともに、運転者にあつては、住所変更を怠つている場合も多いので必ず現住所をただし、疑がわしいときは確認の処置を講ずること。職業は具体的に記入すること。（たとえば地方公務員としないで教員とするなど。）

氏名の判読困難なもの、または特別の読み方をするものについては、ふりがなを付すること。

ウ 免許証欄は、免許証に記載されているとおりの交付年月日・公安委員会名・交付番号・免許種別を記載すること。

エ 違反車両欄は、車両番号・車種・車名・最大積載量・原動機の大きさを記載し、自家用・営業用いずれかを○で囲むこと。

オ 車両使用者欄は、当該車両の登録人名義にとらわれず、事実上その車両を所有し、又は自己のために使用している個人又は法人の名及び住居（所在地）を記載すること。

カ 犯罪事実欄は、別途送付した「交通違反事件犯罪事実記載例」にならつて簡潔に記載すること。

キ 情状欄は、違反事実を裏付ける具体的な事実、他の交通に及ぼした影響、再犯可能性の有無等重要と思われる事項を記載すること。

ク 見分した実況とその略図欄は、違反の概況を簡明に表現し、交通量・乗車人員・積載量の状況及び規制標識設置の認識の有無等を観察し、記載すること。

(2) 供述調書

ア 供述調書の作成にあつては、まず違反者に連絡するための電話番号を自宅・保護者・雇主・隣家などに区分して記載すること。

イ 交通事犯の前歴については、明確に供述できない場合は、例えば「私の記憶では」等と前書きすること。前科については、執行猶予を含めた刑罰の前歴を、前科にならなかつたものについては、起訴猶予等で前科にならなかつた前歴のほか、交通反則行為に該当し通告を受けた事件、公判審理中の事件、検察庁に送致されたが処分未定又は捜査中の事件をそれぞれ交通事故、交通違反、その他に分けて、その回数を供述に基づいて記載すること。

ウ 違反事実の供述は、現認報告書の犯罪事実を読み聞かせたうえ犯意・動機・違反事実を供述に基づいて具体的に記載し、弁解があるときは、必ずこれを補足的に付け加えておくこと。

エ 留意点

(ア) 違反事実については、先入観により供述を強要しないこと。

(イ) 違反事実が明白であるのに、違反者が事実をまげて供述するなど、違反事実と供述との間に矛盾が認められるときは、そのまま録取することなく、納得のいくまでただすこと。

(3) 送致書

送致書は、原則として交通課において作成すること。

ア 送致書の作成にあつては、必ず現認報告書・供述調書を検討し、不備の点を是正し、適用法条を確認して罪名・罰条欄に記載すること。

イ 少年の保護者欄は、少年の道路交通法違反事件である場合は、保護者の住居、職業、少年との続柄、氏名及び年齢を記載し、かつ、書式の上欄に㊦の印を押なつて少年事件であることを明確にすること。ただし、保護者が法人である場合は、氏名年齢欄には法人の名称又は商号及び代表者の氏名を、住居職業欄には法人の主たる事務所又は本店の所在地を、少年との続柄欄には未成年後見人と記載すること。

ウ 送致書には、前科照会書及び身上調査に関する照会書（以下「身上照会書」という。）を添付すること。ただし、次の場合（外国人を除く。）は、前科照会書又は身上照会書を省略する。

(ア) 交通事犯の前歴のない者の道路交通法令違反事件（無免許・酒酔い・酒気帯びを除く。）は前科照会書を省略する。

(イ) 運転免許を受けている被疑者については運転免許証確認書（交通（反則）切符等の様式、記載要領及び検拳（告知）・通告要領の制定について（昭和46年群本例規第31号）の別記様式6の1）を作成添付して身上照会書に替える。

エ 外国人の道路交通法令違反事件については、旅券の写しを添付すること。

オ 送致の際、裏付証拠（飲酒検知管、鑑識カード等）がある場合は、当該証拠を必ず添付すること。

カ 群馬県公安委員会の交通規制に関する告示に違反した県外居住者を送致する場合は、当該告示の抄本を添付すること。

4 事件報告

交通違反を現認し、供述調書等を作成したときは、すみやかに所属長に報告（運転者にあつては3部、その他は2部作成する。）すること。

5 事件引継ぎ

所属長は、報告された交通違反事件で次の各号に該当するものは、それぞれ犯罪地を管轄する警察署長に事件引継ぎを行うこと。

- (1) 交通部交通機動隊員が検挙した事件
- (2) 地域部地域課鉄道警察隊員が検挙した事件
- (3) 警備部機動隊員が検挙した事件
- (4) 無線自動車勤務員が他署管内で検挙した事件

6 事件送致等

報告された事件は、すみやかに送致するとともに、行政処分もあわせて上申すること。

7 例規通達の廃止

昭和34年6月25日群本例規第16号(交)「交通取締法令違反事件捜査書類の簡易化について」は、廃止する。

別記様式省略